

訪問型支え合い事業のご案内

地域のシルバー人材センター会員又は社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター協力会員が訪問し、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活を支援します。

◆ ご利用できるかた

- 要支援1・2の認定者 ○サービス事業対象者
- 訪問型支え合い事業を利用中に要介護の認定者となったかたで継続して希望するかた



◆ サービス提供者

シルバー人材センター会員、又は社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター協力会員のうち、「訪問型支え合い事業担い手養成研修」を受講した者

◆ ご利用できるサービス

介護保険上の生活援助サービスのうち、ケアプランに位置づけられた概ね1時間30分以内で終了する業務。 詳細は裏面をご覧ください。

◆ 利用時間

原則、平日の8時30分～17時00分（概ね業務完了が17時まで）

◆ 利用者負担額

- ◇ 利用料は、1回あたり500円
ただし「目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減認定証」を提示するかたは、1回あたり250円。
- ◇ 利用料のほかに、交通費実費やキャンセル料がかかる場合があります。

◆ 利用回数の上限

- ◇ 要支援1、サービス事業対象者及び要介護者の場合は、週2回
- ◇ 要支援2の場合は、週3回
指定事業者が実施する「予防給付相当サービス」又は「区独自基準サービス」と併給する場合は、指定事業者によるサービスも含めて上記回数を上限とします（要介護者を除く）。

◆ 問い合わせ先

- ◇ 申請手続きについて 各地区の包括支援センターへ
- ◇ 事業について 介護保険課介護保険給付係（電話 5722-9847）

利用できるサービス

介護保険上の生活援助サービスのうち、ケアプランに位置づけられた概ね1時間30分以内で終了する業務。（ただし、実施団体によって実施可能な業務が異なります。）

掃除	居間、寝室、トイレ、浴室、台所等の清掃、ゴミだし、準備・後片付け
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り込みとたたみ、収納、アイロンがけ
ベッドメイク	ベッドや布団のシーツ交換、布団カバーの交換、布団干し、布団の取り込み等
衣類の整理	衣類の整理、衣替え
調理	一般的な調理（食事の下ごしらえ、味付け、配膳、後片付け等）
買い物	日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣銭の確認などを含む）
薬の受取り	処方箋のある薬の受け取り

利用できないサービス

1、直接利用者の援助に該当しないサービス

（例）利用者の家族のための家事や来客の対応など

2、日常生活の援助の範囲を超えるサービス

（例）草むしり、ペットの世話、大掃除、床のワックスがけ、正月の準備など

3、身体介護を伴うサービス

（例）入浴介助、排泄介助、食事介助、通院介助、服薬介助など

